

イギリス The Information Commissioner's Office (ICO)

2014年3月18日
特定個人情報保護委員会

I 経緯等

- 1984 データ管理者の登録制度創設
 - 1995 EU委員会の個人情報に関する指令 95/46/EC
 - 1998 データ保護法制定
 - 2000 情報公開法 制定
- Information Commissioner's Office 設立**
- 2006 IDカード法成立
 - 2008 外国籍IDカード登録開始
 - 2009 英国国籍者に対する第1回パイロット運用等開始
 - 2010 ID文書法制定に伴いIDカード法撤廃

(2012-13 予算)

1,969万 £ (約33.7億円)

Ⅱ 執行部門

1 第1グループ

(1) 情報収集チーム (Intelligence Hub)

a 概要

- マネージャー、ケースオフィサー
- 他の執行部のチームなどのために情報を集約し還元

b 業務の手順

- ① 情報の入手
- ② 情報の保管
- ③ 情報の分析、評価
- ④ 報告書の作成
- ⑤ 再検討

c 報告書

- すべてについて明確になるようなものを作成
- 50ページ程度、多いものは90～100ページ

d 情報収集チームのインテリジェンスモデル

- 積極的な行動
- 受動的な行動
- 戦術的（現在の状況に応じた行動）
- 戦略的（長期的対策）

(2) 犯罪捜査グループ (Criminal Investigation Team)

a 概要

- チームマネージャー、捜査官
- 証拠法則、法手続、捜査手続、取調べに関する法的トレーニングを受けている

b 業務内容

(a) 以下の違反について捜査し、証拠収集を行う

- 情報保護法 55 条 違法な情報の収集
- 情報保護法 17 条 通知義務違反
- 情報保護法 77 条 情報の改ざん、削除、不開示等

(b) 捜査

- ① 申立ての受理（違反情報の提供）
- ② 捜査を行い、証拠を収集する
 - 目撃者、データ管理者、データ主体、参考人からの報告書
- ③ 搜索令状
 - 証拠を押収し、調査する。コンピューターや通話履歴など
- ④ Investigatory Powers Actの規定に基づき捜査官が要求
- ⑤ 容疑者の調査、追跡
- ⑥ （法廷で証拠として採用されるとの）通告下での取調べ
- ⑦ 訴追担当者への報告書提出

2 第2グループ (Civil Investigation Team)

(1) 概要

- グループマネージャー及びそのチーム
- 各チームには、それぞれチームマネージャーとケースオフィサー
- 情報の取り扱い、情報の逸失等、個人情報に法律に従って処理されているのかを調査
- 1か月平均で125件の苦情がある

(2) 業務内容

- 個人情報 が合法に 取り扱われていない場合、外部から I C O に情報が寄せられ、それを端緒として調査を開始
- 調査の結果、個人情報 が合法に 取り扱われていないと判明した場合、対象団体に対してアドバイスをを行うとともに、他の団体にも知らせる
- 執行通知、最高 5 0 万ポンドの課徴金
- 執行通知や課徴金に不服があれば、不服申し立てすることが可能
- 課徴金については、政府を通じて慈善団体に寄付

3 第3グループ（法律グループ）

- 民事調査チームと不当勧誘調査チームにアドバイスや支援
- 刑事捜査チームにアドバイスと支援を与え、ICO側に立って起訴

Ⅲ グッドプラクティス部門

1 概要

- 部門長の下に監査対象を異にするグループ
- 監査等を通じ、法律に従った個人情報処理の促進
- 団体へのリスクアセスメント、アドバイスにより違法行為を予防
- 大きな団体の場合は監査（Audit）を行い、小さな団体には助言訪問（Advisory Visit）を行う

2 対象

一般の企業、金融機関、病院等も対象となるが、主な対象は、
刑事組織関係（矯正機関、保護観察関係含む）、健康保険関係、
地方公共団体

3 業務

- メディアの情報などを元に、違法行為が発生する危険がある団体を特定。当該団体に対して監査などを実施し、その結果判明した不適切な部分を当該団体に指摘しアドバイス
- 監査スケジュールは、監査準備期間、監査期間、報告書作成期間に分けて決定
- グッドプラクティス部門の役割は、不適切な点を見つけることを目的とするものではなく、あくまでも監査で発見された不適切な点についてアドバイスし改善させること

4 監査による利益

- 監査によって対象団体の情報取扱いに不適切な点が見つかった場合、対象団体に実践的なアドバイスや個人情報の保護に関する知識を提供

5 監査の手続

- 事前に、監査の要点等を記載した文書を対象団体に送付
- 監査チームは、対象団体に出向いて、個人情報保護方針に沿って個人情報の保護状況をチェック
- 監査チームのリーダーは助言や意見を記載したレポートをまとめ、対象団体に送付
- 対象団体の同意を得られれば、監査に関するエグゼクティブ・サマリーをICOのウェブサイトに掲載